【記載例①＝小スペース、欄外の場合】

※高知県最低賃金は、令和５年１０月８日から、１時間８９７円です ～高知労働局賃金室～

【記載例②＝枠大】

最低賃金改正のお知らせ

●　高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和５年１０月８日から施行することとしました。

●　この決定により、令和５年１０月８日以降分として労働者に支払う賃金は、１時間８９７円以上としなければなりません。

◎　最低賃金についてのお問い合わせ先

高知労働局（賃金室） TEL　 ０８８－８８５－６０２４

又は、最寄りの労働基準監督署

高知労働基準監督署　 TEL　 ０８８－８８５－６０３１

須崎労働基準監督署　 TEL　 ０８８９－４２－１８６６

四万十労働基準監督署 TEL ０８８０－３５－３１４８

安芸労働基準監督署　 TEL　 ０８８７－３５－２１２８

【記載例③＝枠中】　　　　　　　　　　　　　　　　　【記載例④＝本文１行２２字の場合】

最低賃金改正のお知らせ

令和５年10月８日から

高知県最低賃金は、

１時間　８９７円です。

☆ 最低賃金についての

お問い合わせ先

高知労働局　賃金室

電話(088-885-6024）

○○労働基準監督署

電話(\*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\*）

最低賃金改正のお知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和５年１０月８日から施行することとしました。

●この決定により、令和５年１０月８日以降分として　労働者に支払う賃金は、１時間８９７円以上としなければなりません。

☆最低賃金についてのお問い合わせ先

高知労働局　賃金室

電話　０８８（８８５）６０２４

○○労働基準監督署

電話　□□□（××）△△△△

【記載例⑤＝本文１行１３字の場合】

最低賃金改正の

お知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和五年十月八日から施行することとしました。

●この決定により、令和五年十月八日以降分として労働者に支払う賃金は、一時間８９７円以上としなければなりません。

☆お問い合わせ先

高知労働局　賃金室

℡０８８（８８５）６０２４

○○労働基準監督署

℡□□□□（××）△△△△

【記載例⑥＝本文１行１４字の場合】

最低賃金改正の

お知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和五年十月八日から施行することとしました。

●この決定により、令和五年十月八日以降分として労働者に支払う賃金は、一時間８９７円以上としなければなりません。

☆お問い合わせ先

高知労働局　賃金室

℡０８８（８８５）６０２４

○○労働基準監督署

℡□□□□（××）△△△△

【記載例⑦＝本文１行１５字の場合】

最低賃金改正の

お知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和五年十月八日から施行することとしました。

●この決定により、令和五年十月八日以降分として労働者に支払う賃金は、一時間８９７円以上としなければなりません。

☆お問い合わせ先

高知労働局　賃金室

℡０８８（８８５）６０２４

○○労働基準監督署

℡□□□□（××）△△△△

(注)記載例③～⑦中の○○労働基準監督署及び電話番号については、管轄の監督署及び電話番号をご記載ください。各監督署の管轄については、下表を参考としてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 監督署 | 電話番号 | 管　轄 |
| 高知労働基準監督署 | 088-885-6031 | 高知市、南国市、香美市、長岡郡、土佐郡、吾川郡（仁淀川町を除く） |
| 須崎労働基準監督署 | 0889-42-1866 | 土佐市、須崎市、吾川郡のうち仁淀川町、高岡郡 |
| 四万十労働基準監督署 | 0880-35-3148 | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡 |
| 安芸労働基準監督署 | 0887-35-2128 | 室戸市、安芸市、香南市、安芸郡 |